鳥インフルエンザH5N8 ~ヒトのサーベイランスと健康監視~

能本県健康福祉部 健康危機管理課

本日の内容

- 発生前の準備
- 発生後の対応
- 健康調査について
- 課題と今後の対応

発生前の準備

①「養鶏場等における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う対応指針」 (平成19年2月 熊本県健康福祉部 健康危機管理課策定、平成24年3月改訂)

②保健所における研修会、訓練の実施 (鳥インフルエンザ発生時の対応とPPE着脱訓練)

③鳥インフルエンザを想定した、畜産課との合同訓練(1回/年)





農林水産部の役割

- ①発生地の防疫措置 24時間以内の殺処分及び72時間以内の埋却処分等
- ②移動制限、搬出制限 半径3km以内の移動制限、半径10km以内の搬出制限
- ③消毒ポイントの設置
- ④調査・検査 疫学検査、発生状況確認検査など
- ⑤風評被害の防止、注意喚起の徹底

健康福祉部の役割

- ① 発生農場関係者等の疫学調査及び健康管理
- ② 防疫作業従事者の健康管理
- ③ 相談窓口の設置
 - ・養鶏場従業員、防疫作業従事者からの健康に関すること
 - ・住民からの鶏卵、鶏肉の安全性に関すること
- ④ 医療機関への連絡調整

健康福祉部対応体制

畜産課

・熊本県鳥インフルエンザ 防疫対策本部

連絡調整

連絡調整

健康危機管理課

- ・畜産課との連絡調整
- ・発生地保健所との連絡調整
- ・発生地以外の保健所との 派遣人員調整
- ・関係機関との連絡調整
- ・相談窓口の設置

発生地保健所

- 養鶏場従業員等の健康調査
- ・支援センターでの健康調査
- ・必要人員の把握、派遣要請
- 防疫作業後の健康観察、 要観察例発生時の措置

派遣要請

発生地以外の保健所

- ・支援センターへ人員派遣
- 防疫作業後の健康観察、 要観察例発生時の措置

連絡

厚生労働省

<u>県医師会</u>

•情報提供

保健環境科学研究所

•PCR検査

発生後の対応

発生状況

•通報日時:平成26年4月12日 15時30分

通報内容:家禽舎5棟のうち1棟での死亡数の増加 4月11日 70羽死亡 4月12日 200羽死亡

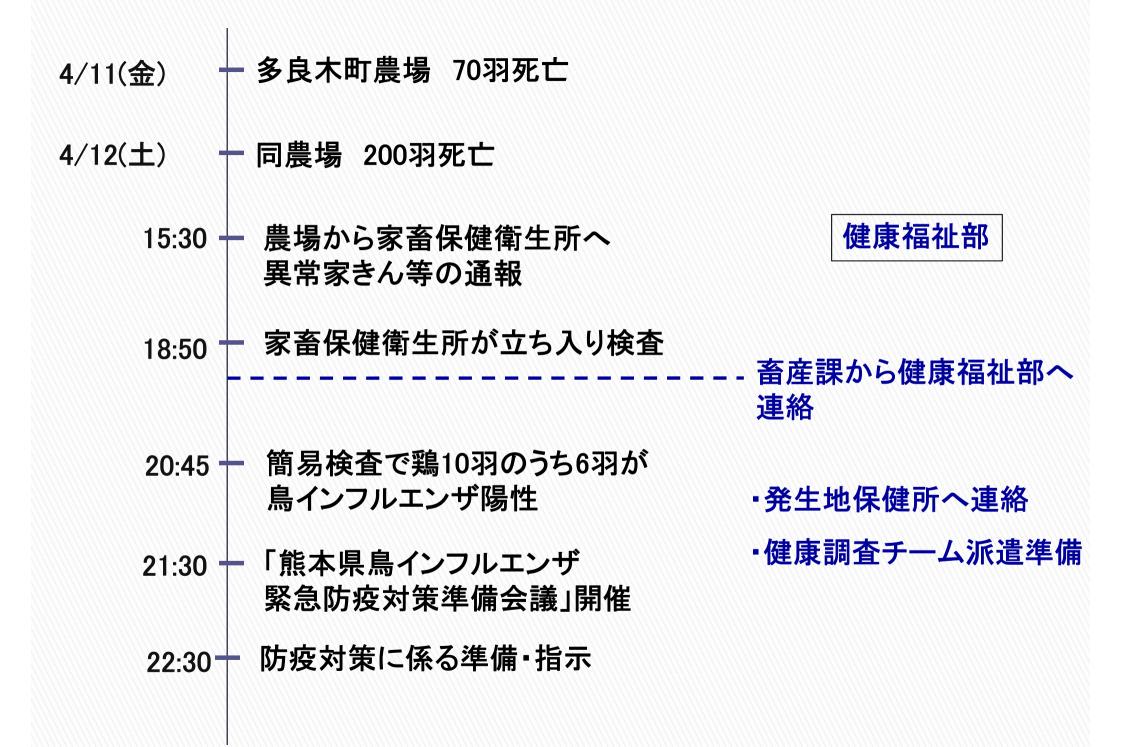
- •養鶏場所在地
 - ①熊本県球磨郡多良木町(発生農場) 56,000羽
 - ②熊本県球磨郡相良村(飼養者が同一の農場) 56,000羽



周辺農場の状況

- ▶ 移動制限区域(3km以内) 4戸 36,661羽
- ▶ 搬出制限区域(3~10km) 41戸 225,830羽





4/13(日) 4:10 十 県庁から県職員第1陣96人が 多良木町へ出発 6:30 県職員第2陣96人が県庁出発 7:40 PCR検査で2羽/10羽 H5陽性 8:00 ⇒疑似患畜確定 9:00 十「第1回熊本県鳥インフルエンザ 防疫対策本部会議」開催 防疫作業開始 10:30 +

防疫作業者の健康調査開始 (支援センター)

【健康調査チーム】

事務 1名

医師 1名

保健師 3名

薬剤師 1名

2チーム/8時間毎

<u>農場関係者の疫学調査及び</u> 健康観察開始 (発生地保健所) 4/14(月)

3:50 - 相良村農場の全56,000羽の 殺処分終了

6:00 - 陸上自衛隊約170人が到着

19:20 - 多良木町農場の全56,000羽 殺処分終了

4/15(火)

17:00 一 高病原性鳥インフルエンザと確認

19:00 - 多良木町農場の埋却処分終了

防疫作業者の健康調査 (支援センター)

【健康調査チーム】

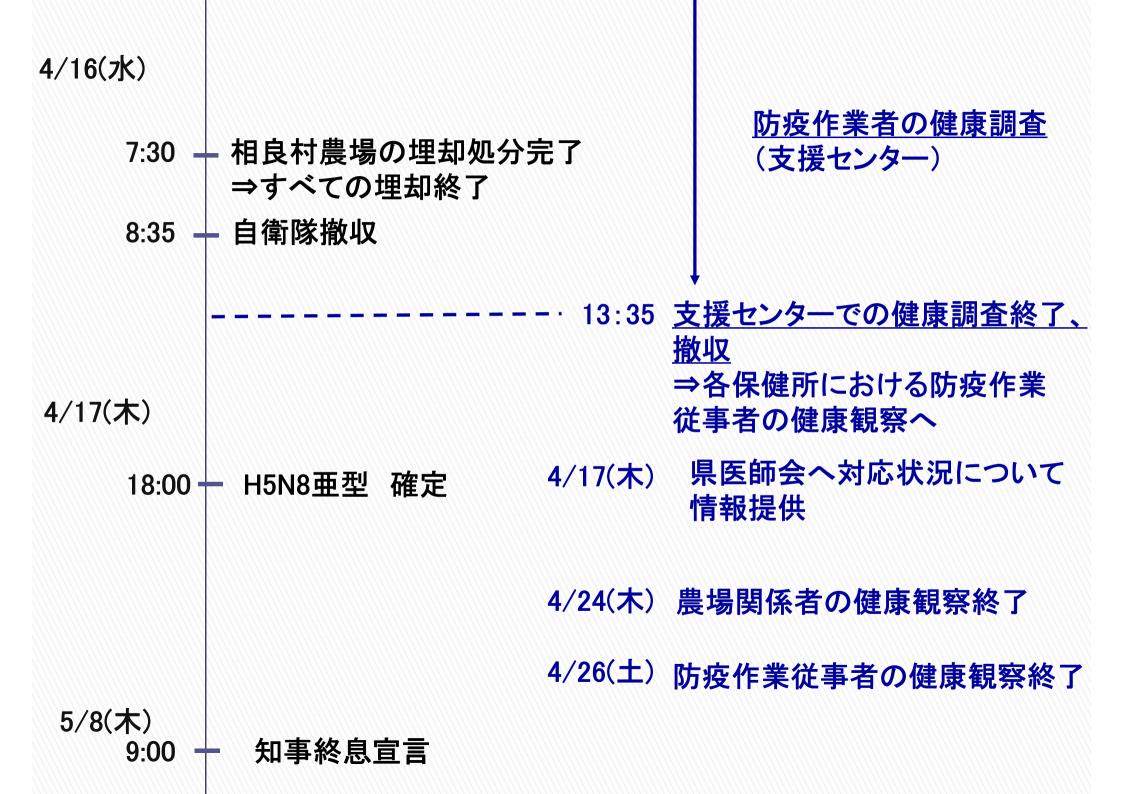
事務 1名

医師 1名

保健師 3名

薬剤師 1名

2チーム/8時間毎



健康調査について

健康調査

- ① 発生農場関係者等への健康管理(発生地保健所)
 - ・発生時の健康調査
 - 発生後10日間の健康観察
- ② 防疫作業従事者への健康管理(本庁、県内保健所)
 - 防疫作業前後の健康調査
 - ・防疫作業後10日間の健康観察

農場関係者への健康調査結果

- ①対象者
 - •農場関係者 4名
- ②調査方法
 - 発生地保健所職員による面談3名、電話1名
- ③タミフル予防内服
 - ・4名全員に実施
- 4健康観察期間
 - -4月13日(日)から10日間
- 5健康観察項目、方法
 - ・検温(1日2回)、症状を記録用紙に記載
 - 保健所職員が確認

防疫作業従事者への健康調査

防疫措置従事者数

県職員(うち、警察)	市町村	JA等	建設業 協会	国機関 (農政局等)	自衛隊	計
2,357人 (400人)	723人	89人	84人	82人	900人	4,235人

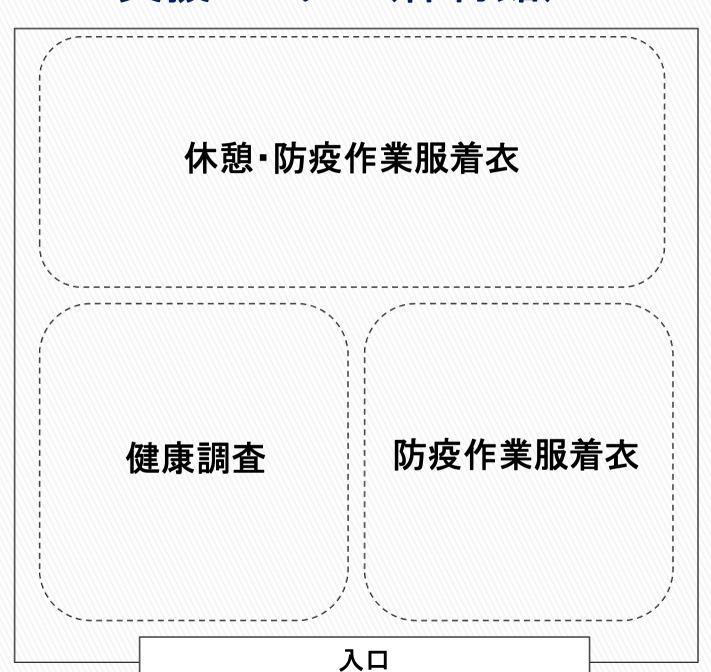
- ※ 4月13日(日)8時00分の疑似患畜確認後、殺処分・埋却処分までの 72時間の総動員数
- ※ 作業内容

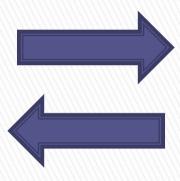
発生農場の防疫対応、消毒ポイント、支援センター、現場事務所、後方支援

現場での健康調査チーム

- ・本庁及び県保健所(10ヶ所)から派遣
- ・チーム構成 医師 1名、保健師 3名、薬剤師 1名、事務 1名
- ・1クール8時間交代、24時間対応
- ・1クールあたり2チーム、延べ20チーム派遣

支援センター(体育館)





発生農場

バスで移動

健康調査の流れ

作業前

作業後

- ① 受付
- ② 問診票記入、体温測定
- ③ 保健師による問診など
- ④ 医師による問診など



防疫作業服着衣、作業

- ① 受付
- ② 問診票記入、体温測定
- ③ 保健師による問診など
- ④ 医師による問診など
- ⑤ 薬剤師によるタミフル投与





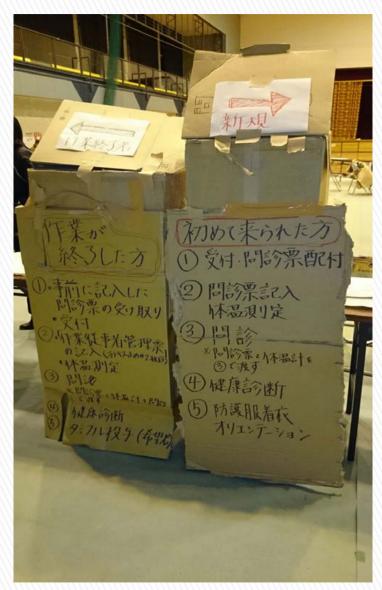
[会場全景]



[会場全景]



〔防疫作業従事者の問診受付〕



〔受付案内表示〕



〔防疫作業従事者による問診票記入〕





[保健師、医師による問診]



〔獣医師、薬剤師による防護服 着脱要領の説明〕



〔薬剤師による服薬指導〕

様式2

防疫作業従事者用(表面

高病原性鳥インフルエンザ健康調査問診票

0.000		ふりがな							男	牛年	明·大					П
氏	名									1	昭·平	年	月		日生	ı
3550	11220								女	1762.0000	102.00	76	()	茑	9.00	歳)
所	属									電話()	8	-		
住	所									電話()	15	-77		
ф	圧				~			mmHg								_
$\overline{}$		質問	事項(当てに	まる項	目を	つで囲	んでくた	ごさい	()		0	l)	答	ŧ	9
鳥	インフ	ルエン	ザにつ	いての	説明文	て(裏面	面)を読	みまし	たか	š.		は	L	L	L	え
13	週間以	内にイ	ンフル	エンサ	に罹患	しまし	たか					は	L	い	い	え
10000		エンザ						すか								
1	受けた	ことが	ある方	は、い	つ受け	ました	か?					は	(1)	い	い	え
_	接種日			年	月		日)									_
		か病気				ハ 有	有名(,) は	い		い	_
		薬など)										は	い	い	(1	え
		臟病、肝	臟病、高	5血圧、	血液疾	患等の	慢性疾患	にかか	ったこ	とがあ		. (1	L)	L	L	λ.
	病名(184.1)	_			
		ルギー	かあり	ますた)\							は	L	LV	L	ž.
	因(L-SANT	الد ماد الد	- 1.4	ê+ 11+	+4,)				_	-			-
		と診断	された	ことの	いめりよ	9 731		,				は	い	U	L\	え
	名(ちります	4.)				lt		- 15	L)	-
		59ま9 ニ具合 σ		2 +	がねにす	さか						I d	い	٠,	٠,	~
		-共 - o その症)	は	い	い	い	え
						=										=
		康状態														
	こがあれ	れば、具	体的に	書いて	てくださ	۸,										
= ا																
	高統計	入欄】)
[B	医師記 疫作業			適		否	(理E	a :								
[B				適	٠	否	(理E	a :		医師	名:					- 1
防	疫作第	美従事				否		1 :		医師	名:					
防防		美従事	/ - 1	異常		否	有			医師	名:					
防	疫作第	美従事	(症状	異常	なし・	否)		医師						
作	疫作業業終了	後	(処置	異常 t: gの内	なし · 容:					医師	名:					
作	変作業業終了	後 ア後 アを防!	(処置 内服を	異常 式: 置の内 希望し	なし ' 容:)	イン	医師						
作	変作業業終了	後の予防に る・見合	(処置 内服を 合わせる	異常 代: 置の内 希望し る)	なし · 容: .ますか	. 初	有))		75	10.		
作	変作業業終了	後 ア後 アを防!	(処置 内服を 合わせる	異常 式: 置の内 希望し	なし 容: ますか	. 初	有) ざのサ -		р. 9)					
作	変作業業終了	後の予防に る・見合	(処置 内服を 合わせる	異常 代: 置の内 希望し る)	なし · 容: .ますか	. 初	有)		р. 9)			1Cp 10日:		
作	変作業業終了	後の予防に る・見合	(処置 内服を 合わせる	異常 代: 置の内 希望し る)	なし 容: ますか	. 初	有) ざのサ -		р. 9) ミフルカ 1日1回					
【 () () () () () () () () () ()	変作業業終了ミフルの発望す	後の予防に る・見合	(処置 内服を 合わせる	異常 代: 置の内 希望し る)	なし 容: ますか	. 初	有) ざのサ -		р. <i>9</i>) ミフルカ 1日1回					
【 () () () () () () () () () ()	変作業業終了ミフルの発望す	後で で後の予防に る・見合 ひ与ので	(処置 内服を 合わせる	異常 代: 置の内 希望し る)	なし 容: ますか	. 初	有) ざのサ -		р. <i>9</i>) ミフルカ 1日1回					
(で) (香の) (香の) (香の) (香の) (香の) (香の) (香の) (香の	変作業業終了ミフルで発望する	を従事 で多い見合 でチェック 赤でチェック	(処置 内服を 合わせる 可否	異常 だ: 置の内 希望し う) 可	なし 容: ますか ・ 理由	初	有效投藥者) 首のサ -		р. <i>9</i>) ミフルカ 1日1回					!
作り、イタラのでは、イタラのでは、イタラのでは、イタラのでは、イタラのでは、イタラのでは、イタラのでは、イタラのでは、イタラのでは、イタラのでは、イタラのでは、イターのでは	変作業 業終了 ミフルの キ望す ミフルを	後で で後の予防に る・見合 ひ与ので	(処置 内服を 合わせる 可否	異常 ま: 量の内 型し の 可 ごさい)	なし 容: ますか ・ 理由	初	有) 首のサ -		р. <i>9</i>) ミフルカ 1日1回					

作業前

- •体温測定
- 1週間以内のインフルエンザ罹患
- ・インフルエンザ予防接種の有無
- ・現在の病気の有無
- ・慢性疾患の有無
- ・薬物アレルギーの有無
- 免疫不全の有無
- ・喘息の有無
- ・現在の体調について

作業後

- •体温測定
- ・作業後の体調について
- ・タミフル内服希望の有無
- ・タミフル処方

作業従事適否判定の目安

体調不良にもかかわらず無理をして作業に従事したり、通常のインフルエンザに感染した者が作業に従事して混乱を生じることがないよう、以下を目安として作業従事の適否を総合的に判断する。

【体温】:37.5度以上は否とする

【血圧】: 収縮期血圧が180mmHg以上は否とする

【インフルエンザ予防接種の有無】:無の場合も適とする

【その他】:総合的に判断する

(養鶏場等における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う対応指針H24.3月改正 より)

タミフル予防投与方針

- (1)感染鳥類等と直接接触し、その際に適切なPPEを着用していなかった者
- イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与 感染鳥類等と直接接触し、その際に適切なPPEを着用していなかった者の明示 の同意が得られた場合については、予防投与が行われるようにすること。
- (2)適切なPPEを着用した上で、感染鳥類等と直接接触した者
- イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与 適切なPPEを着用した上で、感染鳥類等と直接接触した者の明示の同意が得ら れた場合については、予防投与が行われることが望ましい。

健感発第1227003号平成18年12月27日厚労省結核感染症課長通知 (平成20年5月12日一部改正)

現場でのタミフル予防投与方針

- ・本人が希望した場合
- ・本人が希望しない時は、作業後の健康調査で医師が必要と判断し、本人の同意が得られた場合 (作業中、適切なPPEを着用していなかった場合など)

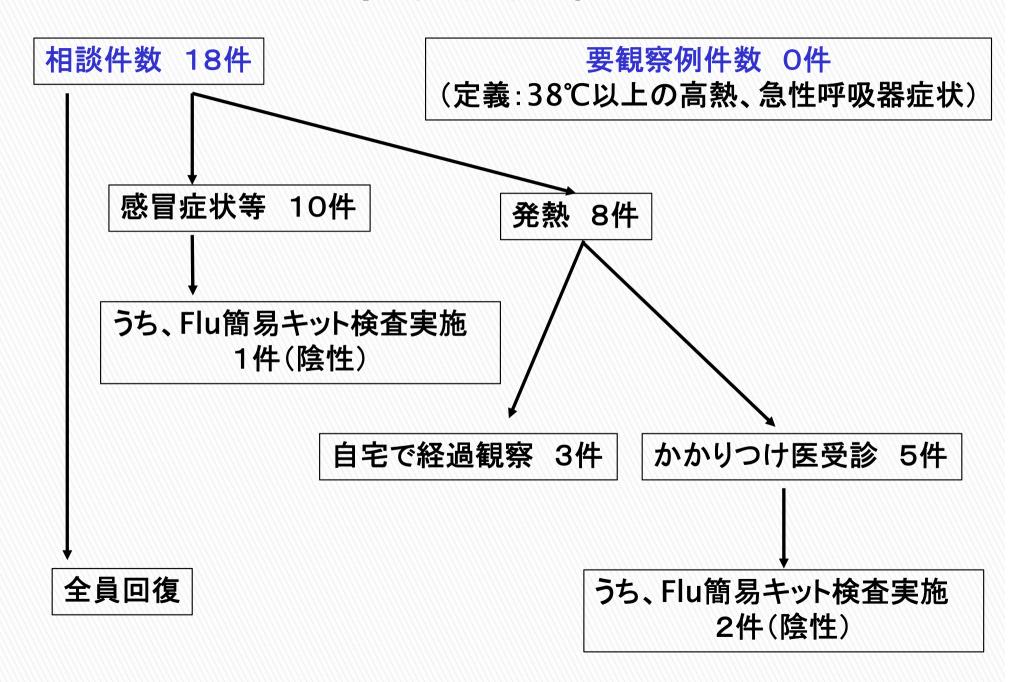
健康観察結果

①対象者:養鶏場での防疫作業従事者

県職員	JA等民間団体	市町村職員	九州農政局等	計
1, 158人	84人	206人	70人	1, 518人

- ②作業中または作業後の体調不良者 計2名 気分不良1名、不整脈1名(いずれも安静のみにて回復)
- ③タミフル予防内服
 - •1,518人中1,048人に実施
- 4健康観察期間
 - ·防疫作業終了後10日間
- 5健康観察
 - ・検温(1日2回)、症状を本人が記録用紙に記載
 - ・気になる症状がある時は最寄りの保健所へ連絡
 - ・健康観察終了後、記録用紙は所属長がまとめて当課へ提出

健康観察結果



今回の課題

■作業従事者への事前説明

(作業内容や防疫服についてなど)

作業に関してどんなリスクがあるのか自覚がないまま作業に入ったため、PPEの適正な着用が徹底されない場面があった。

■PPE着脱指導員の確保

作業中のPPE適正使用を徹底するために、作業者に対して十分な説明を行う指導員の確保が必要。

今回の課題

- 作業不適の判断基準及びタミフル投与基準の統一 医師間で判断基準が共有されていないことは、作業者 の健康管理に差が生じることになる。
- <u>支援センターにおける労働衛生環境の整備、</u> 救護スペースの確保

今回は幸いに作業中に体調変化があった者は少なかったが、今後救護スペースの確保は必要。

また、感染防御以外に防寒対策などの労働環境の整備も重要である。

「高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う健康福祉部対応方針」主な改訂点(平成26年8月改訂)

健康観察について

- ■未発生時から動員の対象としない職員を把握しておき、発生時には動員対象外とする(1次スクリーニング)。
- ■保健師による問診(2次スクリーニング)後、作業不適基準に 当てはまる者のみ医師の問診(3次スクリーニング)を行い、 健康調査の効率化を図る。

平常時について

■未発生時における訓練(防疫服着脱訓練、鳥インフルエンザ 疑い患者搬送訓練など)、関係機関との連携強化

まとめ

- ■本県で初めて高病原性鳥インフルエンザの発生を 経験した。
- ■防疫作業従事者及び農場関係者に対する健康 調査を実施し、感染を疑わせる者は認めなかった。
- ■発生後の現場は非常に混乱し、感染防御対策が 徹底できていない場面があった。
- ■対応指針の改定に従い、今後、PPE着脱の適正使用の指導を徹底するなど各保健所における訓練を強化する。